

## 【最近のトピックス】

- 「マイナ保険証利用促進のための支援」について
  - 一時金の見直し
  - 顔認証付カードリーダー増設の支援
- 「持分」の評価に関係する「類似業種比準価額計算の株価等」、令和6年分が4月まで公表されました  
なお、書面の都合で簡略記載としておりますので、詳細は各資料をご参照ください

## 医療機関等におけるマイナ保険証利用促進のための支援(一時金の見直し)

- 利用率20%以上の施設は、R5.12の14.8%からR6.5で22.3%と、高利用率の施設が増加している  
本年5月時点で一時金上限の10万円(20万円)に達している施設も相当数あり、利用が進んできた施設に対して、更に利用率を押し上げるためのインセンティブが必要な状況となっている
- 高利用施設に対する更なる利用率の向上を促すため、利用人数の増加に応じて、診療所・薬局の一時金を最大20万円(病院は最大40万円)とする

10月実績からの増加件数(※下段は病院の要件)

	1人以上	10人以上	20人以上	30人以上	50人以上	70人以上	80人以上	100人以上	160人以上	240人以上
		10人以上	40人以上	80人以上	150人以上	250人以上	350人以上	450人以上	540人以上	720人以上
3%未満	0万円	0万円	0万円	3万円	5万円	7万円	10万円	15万円	17万円	20万円
				10万円	12万円	15万円	20万円	30万円	35万円	40万円
3~5%	0万円	0万円	3万円	5万円	7万円	10万円	15万円	17万円	20万円	
			10万円	12万円	15万円	20万円	30万円	35万円	40万円	
5~10%	0万円	3万円	5万円	7万円	10万円	15万円	17万円	20万円		
		10万円	12万円	15万円	20万円	30万円	35万円	40万円		
10~20%	3万円	5万円	7万円	10万円	15万円	17万円	20万円			
	10万円	12万円	15万円	20万円	30万円	35万円	40万円			
20~30%	5万円	7万円	10万円	15万円	17万円	20万円				
	12万円	15万円	20万円	30万円	35万円	40万円				
30~40%	7万円	10万円	15万円	17万円	20万円					
	15万円	20万円	30万円	35万円	40万円					
40%~	10万円	15万円	17万円	20万円						
	20万円	30万円	35万円	40万円						

(出所):厚生労働省「マイナ保険証の利用促進等について」(2024/6/21)を基にSMBC日興証券ソリューション・アドバイザー一部作成

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性については保証するものではありません。また、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。実際の取引等をご検討の際には、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き等にご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますようお願い致します。本資料は、別段の表示のない限り、その作成時点で施行されている法令に基づき作成したものです。将来、法令の解釈の変更や制度の改正、新たな法令の施行等がなされる可能性があります。なお、本資料とその記載内容につきましては、第三者に対してその全部または一部のコピーを作成したり、配布されませんようお願い致します

# SMBC日興メディカルニュース2024/7

- 令和5年10月診療分のレセプト件数が150件以下の施設（小規模施設）については、規模に配慮した区分を設定

小規模施設		10月実績からの増加人数						
		1人以上	5人以上	10人以上	15人以上	25人以上	35人以上	40人以上
10月実績	3%未満	0万円	0万円	1万円	1.5万円	2.5万円	3.5万円	5万円
	3~5%	0万円	1万円	1.5万円	2.5万円	3.5万円	5万円	
	5~10%	1万円	1.5万円					
	※ 小規模施設であっても、令和5年10月の実績が10%以上の場合や5~10%で10人以上増加の場合は、小規模施設でない方の要件を満たすこととなる ※ 小規模施設区分の上限を超えた場合、通常の基準で給付を受けることも可能							

## 医療機関・薬局における顔認証付カードリーダー増設の支援

- マイナ保険証利用件数が多い医療機関・薬局について、顔認証付カードリーダーの増設を支援
  - 〔補助内容〕2023(R5)年10月から2024(R6)年7月までのいずれかの月のマイナ保険証の月間利用件数の総数が500件以上の機関については、顔認証付カードリーダー1台の増設に要した費用の一部を補助する。なお、病院については、以下の条件に応じ、顔認証付カードリーダー最大3台まで、増設に要した費用の一部を補助する

	500~999件	1,000~1,499件	1,500~1,999件 ※1台運用機関 1,500件以上	2,000~2,499件 ※2台運用機関 2,000件以上	2,500件以上
無償提供(1台)	1台	2台	3台	—	—
無償提供(2台)	—	1台	2台	3台	—
無償提供(3台)	—	—	1台	2台	3台

- 補助対象・補助率:顔認証付カードリーダー・資格確認端末の購入費用・工事費に対して1/2補助

補助上限額	1台	2台	3台	補助上限額	1台
病院	275,000円	450,000円	625,000円	診療所	275,000円

(出所):厚生労働省「マイナ保険証の利用促進等について」(2024/6/21)を基にSMBC日興証券ソリューション・アドバイザー一部作成

## 令和6年分の類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等について(法令解釈通達)

- 持分の評価に使用する「類似業種比準価額方式」の業種目別の1株当たりの配当金額、利益金額、簿価純資産価額及び株価が6月11日に公表され、さらに株価が4月まで更新がされています(同月25日)
- 市場株価の上昇に伴い、当計算式に用いる株価も上昇傾向にあります

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和6年分) (単位:円)								
業種	配当金額(B)	利益金額(C)	簿価純資産額(D)	株価A(株価)【上段:各月の株価、下段:課税時期の属する月以前2年間の平均株価】				
				令和5年平均	令和6年1月	2月	3月	4月
その他の産業	8.0	46	348	473	508 457	521 461	536 465	524 469

(出所):国税庁「令和6年分の類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等について(法令解釈通達)」(2024/6/25)を基にSMBC日興証券ソリューション・アドバイザー一部作成

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性については保証するものではありません。また、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。実際の取引等をご検討の際には、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き等にご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますようお願い致します。本資料は、別段の表示のない限り、その作成時点に施行されている法令に基づき作成したものです。将来、法令の解釈の変更や制度の改正、新たな法令の施行等がなされる可能性があります。なお、本資料とその記載内容につきましては、第三者に対してその全部または一部のコピーを作成したり、配布されませんようお願い致します。

## 金融商品取引法第 37 条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オフリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、およびその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容にしたがって、お客さまが実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客さまのご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「当社」といいます)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。たとえば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く)の場合は約定代金に対して最大1.265%(ただし、最低手数料5,500円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大3.30%の申込手数料、最大4.50%の換金手数料または信託財産留保額、間接的費用として、最大年率3.64%の信託報酬(または運用管理費用)およびその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等または相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、または異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて当社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率または金額を記載しています。

本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示にかかわらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もあります。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客さまを取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容にしたがって、お客さまが実際に取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもあります。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等および有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、または元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引またはデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客さまの差し入れた委託保証金または証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格または指標等の変動により損失の額がお客さまの差し入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、当社が表示する金融商品の売り付けの価格と買い付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等およびリスク等は商品ごとに異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客さま向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは当社各部店までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、およびお客さまの個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客さまの最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、  
一般社団法人日本STO協会

(2023年9月30日現在)



SMBC日興証券

いっしょに、明日のこと。

Share the Future